

連載 ⑤

# 数字で掴む 自治体の姿



一般社団法人 千葉県地方自治研究センター副理事長  
法政大学法学部教授 宮崎 伸光

## ●歳入における主要区分

決算カードの左側には「歳入の状況」欄があり、その区分の列には、地方税に始まり地方債に至る各区分と歳入合計の項があります。

歳入とは、単位会計年度、すなわち1年間における自治体の収入です。したがって、歳入合計とは、当該年度に自治体の会計、すなわちいわば「お財布」に総額でいくらのお金が入ったかということになります。

自治体の会計は、当該年度の収入をもって支出を賄うことが原則です。これを会計年度独立の原則と呼びます。自治体が担うべき役割とそれに必要な組織を維持するために要する経費は、その構成員たる住民が不公平感を抱くことなく、それぞれの能力に応じて負担すること（応能負担）で全て賄うことができれば理想的かもしれませんが、実際にはさううまくはいきません。そこで各自治体は、さまざまな経路を経て「活動資金」を集めます。この「歳入の状況」欄の各区分は、そうした経路に他なりません。

自治体の姿を掴むためには、この区分の中で、とくに地方税、地方交付税、国庫支出金・都道府県支出金、地方債のそれぞれに注目する必要があります。

地方税は、自治体が自らの権限において徴収することができるという意味で自主財源と呼ばれます。これに対し、国庫支出金や都道府県支出金は国や県から与えられるという意味で典型的な依存財源であり、国税の一部が自治体に交付される地方交付税や自治体の借金である地方債も国の関与があることなどから依存財源に分類されます。

また、地方税には用途に制限がない普通税と制限がある目的税の双方がありますが、地方交付税はその用途に制限がなく、自治体が自由に使うことができるという意味で一般財源と呼ばれ、国庫支出金・都道府県支出金や

地方債は予め特定された目的以外に使うことができないという意味で特定財源と呼ばれます。

なお、一般に「地方税」とは、市町村税と道府県税の総称です。道府県税の一部は市町村に交付されますが、市町村会計の歳入としては分けて勘定されますので、市町村の決算カード「歳入の状況」欄の「地方税」は市町村税のみを指しています。

自治体の自主財源である地方税については、自治体の議会によって定められる条例に基づいて賦課徴収されることが本来のはずですが、実際には、その多くについて地方税法が、課すことのできる税の種類(税目)、税の対象(課税客体)、誰が税を課し(課税主体)、誰が税を納めるか(納税義務者)、税額算定の基礎となる対象物件の数量や価格(課税標準)、税額算定の計算式(税率)などを定めています。

このうち、税額を直接左右する税率については、自治体がそれぞれの条例で具体的に決めることとされていますが、地方税法には各税目について、標準税率、制限税率、一定税率、任意税率の4種類のいずれかが規定されています。

ここで、標準税率とは、自治体が条例で税率を決める際に通常よるべきものとされる税率で、特別の財政上の理由がある場合には、これと異なる税率を定めることができます。制限税率とは、標準税率を超えて課税する場合(超過課税)を含めて、いかなる場合においても自治体を超えることができない税率の限度のことです。また、一定税率となると、自治体はそれ以外の税率を決めることが許されません。一方、任意税率であれば、自治体は自由に税率を設定することができますが、これは実例の乏しいものなどに例外的に存在するだけです。

つまり、重要な税目の税率については、自治体の条例制定に予め制約が加えられている

わけです。しばしば「日本の自治体には歳入の自由がない」と評されます。もちろんそれは強調された表現で、全く自由がないわけはありませんが、そういわれる背景にはこうした法律による統制があります。

## ●市町村税の区分

決算カードの中央部に位置する「市町村税の状況」欄では、市町村税をさらに細分化して、それぞれの収入済額、構成比および超過課税分が記載されています。

ここでは、まず普通税と目的税に大きく2分され、次にそれぞれの税目が地方税法に規定されているか否かによって法定普通税・法定外普通税、法定目的税・法定外目的税に分けられます。これに旧法による税の項目が加わり、最下段に合計が記載されます。この合計金額は「歳入の状況」欄に地方税として区分されている決算額と一致します。

### 普通税

法定普通税は、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、鉱産税、特別土地保有税のそれぞれから成ります。

また、法定外普通税は、決算カードでは一括して記載されます。

**市町村民税**は、市町村のいわゆる「住民税」です。いわば市町村の「会費」ですから、最も基幹となる税に他なりません。担税能力のある住民が増えれば税収も伸びますから、自治体の発展を示すバロメーターと見られることもままあります。税収は、景気動向等に左右される面もありますが、何よりも国政レベルの経済政策の影響を被ります。地方税法に規定された税率等が変更されると、それによる変動も避けられません。この税は、1月1日現在の時点で市町村に住所や事務所、事業所または家屋敷を有する個人、および市町村内に事務所または事業所を有する法人に対し

て、当該市町村が課税します。個人分の市町村民税は個人均等割と所得割、法人分は法人均等割と法人税割のそれぞれが課せられ、決算カードにも分けて記載されます。税率は、国政レベルの政策により変動を重ねていますが、現在の標準税率は個人均等割が年額3,000円、所得割は前年度所得に対して総合課税分一律6パーセント、分離課税分一律3パーセント、法人均等割が従業者数と資本金等の額に応じて5万円（50人以下、100万円以下）から300万円（50人超、50億円超）までの9種類、法人税割は一律12.3パーセントです。なお、個人分の市町村民税に制限税率はなく、法人分の市町村民税均等割の制限税率は1.2倍、法人税割の制限税率は14.7パーセントです。

**固定資産税**は、市町村内にある土地や家屋および償却資産について、その所有者に対して当該市町村が課す税です。税額は、3年ごとに実施される評価替えに基づく土地および家屋の「適性な時価」に標準税率1.4パーセントを乗じた金額です。制限税率はありません。この評価替えによる変動があるとはいえ、非常に安定した税収が見込まれることから、市町村にとっては、市町村民税と並ぶ基幹税と位置づけられます。

**軽自動車税**は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車について、その主たる定置場が所在する市町村が、所有者に対して課す税です。原動機付自転車（125cc以下）は排気量と2輪か3輪かの別、軽自動車（660cc以下）と小型特殊自動車は2輪か3輪かと4輪以上はその用途、および二輪の小型自動車（250cc超）のそれぞれに定額（年間1,000円から4,000円）の標準税率が定められており、制限税率はその1.5倍です。

**市町村たばこ税**は、売渡し等に係る製造たばこに対して、小売販売業者の営業所等が所在する市町村が課す税です。納税義務者は、

製造たばこにつき、小売販売業者もしくは消費者等に売渡しをし、または消費等をする製造たばこの製造者、特定販売業者および卸売り販売業者とされている間接税です。製造たばこに関しては、この市町村税の他、国税（国たばこ税・国たばこ特別税）と道府県税（道府県たばこ税）も課せられています。

**鉱産税**は、鉱業権の有無に拘わらず、ガスや石油などの鉱業法上の鉱物を採掘した鉱業者に対して、鉱物採取の作業所が所在する市町村が課す税です。税額は、いわゆる山元販売価格に税率を乗じて決まります。その標準税率は、1月間に採取される鉱物の価格が200万円を超える場合は1パーセント、200万円以下の場合は0.7パーセントです。また、制限税率は、それぞれ1.2パーセントと0.9パーセントです。

**特別土地保有税**は、土地の取得や所有に対して、その土地が所在する市町村が課す税です。取得についての税額は、土地の取得価額に3パーセントを乗じた額から不動産取得税相当額を控じた額です。また、所有についての税額は、土地の取得価額に1.4パーセントを乗じた額から固定資産税相当額を控じた額で、取得から10年間課税されます。無償もしくは相場よりも低額で取得した土地については、みなし取得価格によって課税されます。この税は、もともと土地投機の抑制と土地供給の促進を目的として1973（昭和48）年度に導入されたもので、政令指定都市および特別区の区域では2,000平方メートル、都市計画区域を有する市町村の区域においては5,000平方メートル、その他の市町村の区域においては10,000平方メートル未満の土地にあっては免税とする制度でした。しかしながら、いわゆるバブル経済崩壊後の土地市場を巡る諸情勢の変化に応じて、2003（平成15）年度からは新規の課税が停止されています。

## 目的税

法定目的税には、入湯税、事業所税、都市計画税のそれぞれと、水利地益税等としてまとめられる項があります。

また、法定外目的税は、決算カードではやはり一括して記載されます。

**入湯税**は、鉱泉浴場（温泉法による温泉を利用する浴場およびそれに類するものも含む）における入湯行為について、その鉱泉浴場が所在する市町村が、入浴客に課す税です。標準税率は、1人1日150円で、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、観光施設および消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備ならびに観光の振興に要する費用に充てられます。制限税率はありません。

**事業所税**は、人口30万人以上で政令で指定する市等（千葉県内では、千葉市、市川市、船橋市、松戸市、柏市）が、都市環境の整備および改善に関する事業に要する費用に充てるために、事業所等において事業を行う者に課す税です。資産割と従業者割に区分され、前者は事業所床面積1平方メートルあたり600円（1,000平方メートル以下は免税）、後者は従業者給与総額に対して100分の0.25を乗じた金額（100人以下は免税）です。

**都市計画税**は、都市計画区域を有する市町村が、原則として市街化区域内の都市および家屋について、その所有者に課す税です。税額は、土地または家屋に係る固定資産税と同じ「適性な時価」に対して制限税率0.3パーセントまでを乗じて計算された金額です。都市計画法に基づく都市計画事業や土地区画整理法に基づく土地区画整理事業に要する費用に充てられます。

**水利地益税等**には、水利地益税の他、共同施設税と宅地開発税が含まれます。とはいえ、水利地益税を課している市町村はごく僅かで千葉県内にはありませんし、共同施設税は1972（昭和47）年度以降全国に1例も見られ

ず、宅地開発税に至っては今日まで実例が全くありません。いずれも地方税法に規定があるものの、現在においてはその存在意義自体が問われています。

このうち**水利地益税**とは、水利事業や林道事業あるいは都市計画法に基づいて実施される事業などでとくに利益を受ける土地や山林または家屋に対して、当該事業を行う市町村が課す税です。税額は、利益を受ける土地や山林または家屋の面積や価格に対して当該市町村が任意に定める税率を乗じて計算されます。徴収された税金の用途は、水利事業や林道事業などに限られます。かつて課税していた自治体でも、廃止もしくは受益者負担金に改める方向にあります。

**共同施設税**とは、共同作業場、共同倉庫、共同集荷場、汚物処理施設、その他これらに類する施設を利用することでとくに利益を受けた者に対して、当該施設を設置した市町村が課す税です。共同で使用する施設の費用の一部を受益者に負担させる目的税で任意税率ですが、すでに記したように、今日ではこの税を課す市町村はありません。

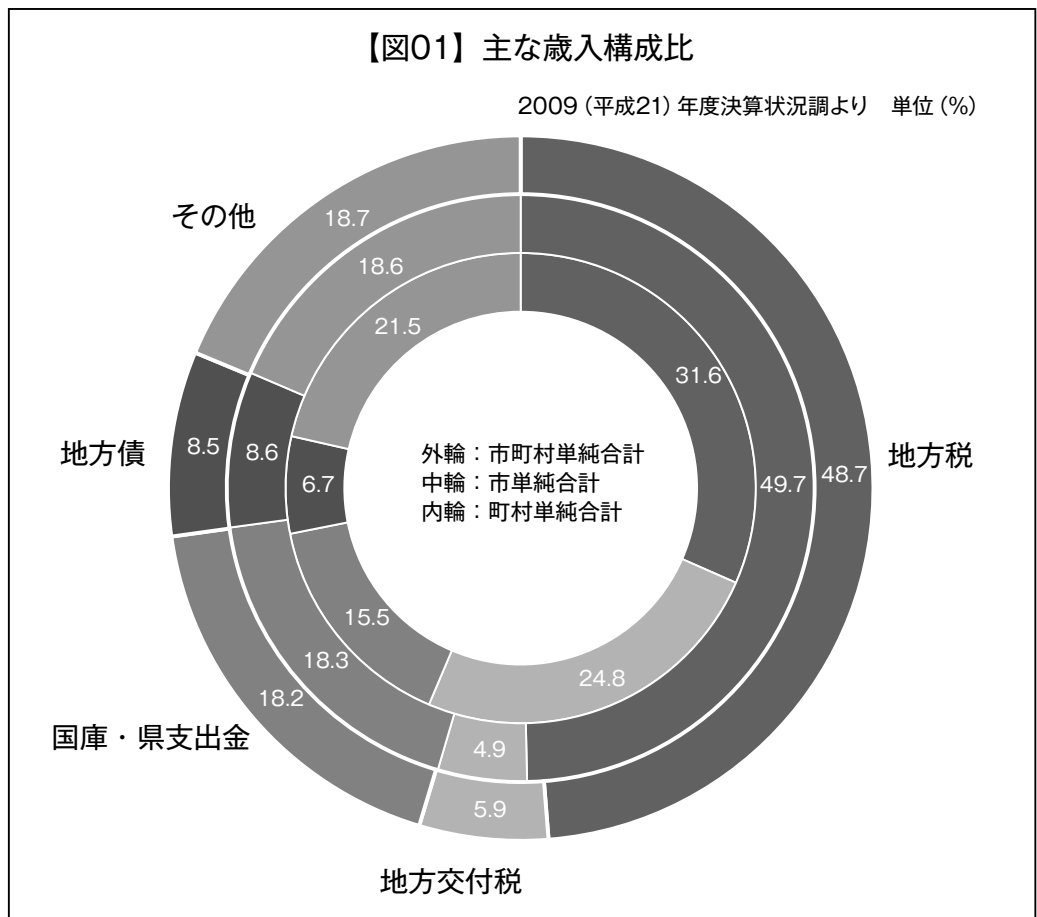
**宅地開発税**とは、宅地開発に伴って必要となる道路や水路あるいはその他公共施設の整備に要する費用を受益者に負担させることを目的とした税です。いわゆる宅地開発要綱等による開発負担金・協力金などで同様

の効果が得られることや煩瑣な手続きが嫌われたこともあって、地方税法に任意税率として規定されていますが、当初より1つも適用されていません。

なお市町村税の目的税には、この他に**国民健康保険税**があります。しかしながら、国民健康保険は一般会計ではなく特別会計において処理されており、要する費用は保険料として徴収している自治体もあって決算カードの対象となる普通会計から除外されています。国民健康保険税と保険料の間には、滞納処理に係る規定以外に実質的な差違はほとんどありません。

## ●千葉県内市町村における地方税

千葉県内の市町村において、地方税、地方交付税、国庫支出金・都道府県支出金、地方債のそれぞれが歳入に対してどれぐらいの割合を占めているかの感じを掴むために【図



01】を作成してみました。これは、人口や財政の規模などの特性を一切考慮に入れず、単純に千葉県内各自治体のデータを合計して、5区分の構成比を算出し、グラフにしたものです。なお、決算カードの区分では別個に扱われる国庫支出金と都道府県支出金は、ここでは国庫・県支出金としてまとめました。それは、市町村会計の歳入において両者は、国・県の補助金ないし負担金として同様の性質を有しているからです。

この図の外側の輪は、市町村の単純合計ですが、地方税、地方交付税、国庫・県支出金および地方債を合わせると歳出全体の8割強にまで及ぶことがわかります。

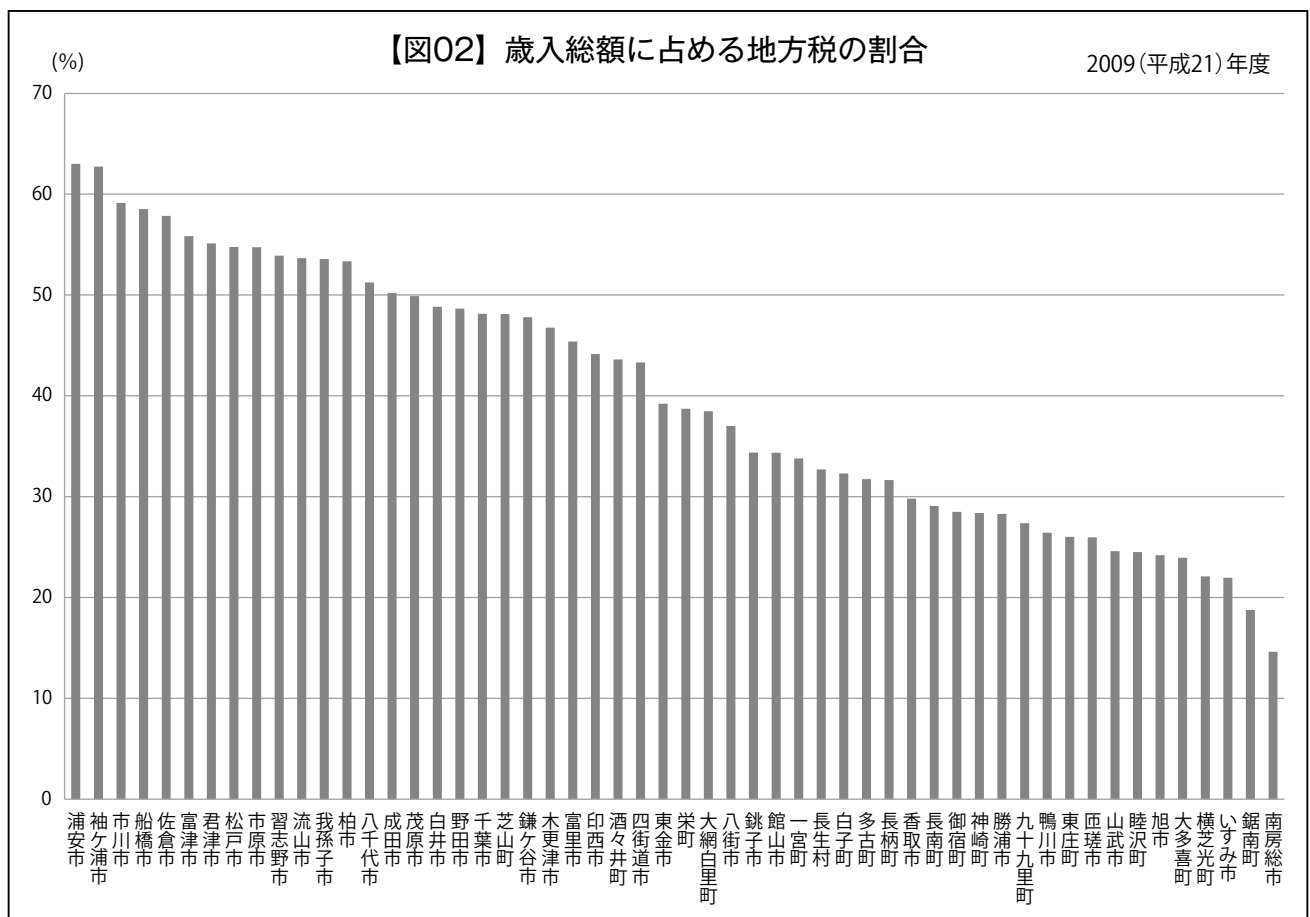
また、この図の中側・市の単純合計と内側・町村の単純合計を比べてみると、国庫・県支出金、地方債およびその他の区分では大きな違いはないものの、地方税と地方交付税ではそれぞれの構成比が大きく異なることがわか

ります。同時に、それにも拘わらず、市の単純合計と市町村の単純合計に差が少ないことから、市に比べて町村の財政の規模が全体として相当小さいことも伺えます。さらに、町村部と市部の財政力に格差が大きいことも看取できます。

次に、【図02】は、千葉県内の各自治体について、それぞれの歳入総額に占める地方税の割合が高い順に並べたグラフです。

これを見ると、浦安市と袖ヶ浦市では6割を超えています。鋸南町や南房総市では2割に届かないことがわかります。グラフの右の方に位置している地方税が歳入総額に占める割合が比較的低い自治体は、独自の財源に恵まれていないということです。

一方、浦安市と袖ヶ浦市は、同じく独自財源に恵まれているように見えますが、これを別の面から見ると、両市の財政構造が相当異なっていることが、見えてきます。



【図03】は、【図02】において歳入総額に占める地方税の割合が50パーセントを超えている左側15市を抽出し、地方税に占める市町村民税の比率を横軸、市町村民税の中で個人分が占める比率と縦軸にとってグラフにまとめたものです。

この図からは、地方税が歳入総額の過半を占めるこの15市が、さらに地方税の内訳を見ると大きく2分されることがわかります。すなわち、地方税の中で市町村民税が50パーセント以上を占めている我孫子市から柏市までの10市と、その割合が40パーセントに満たない市原市から富津市までの5市のそれぞれです。

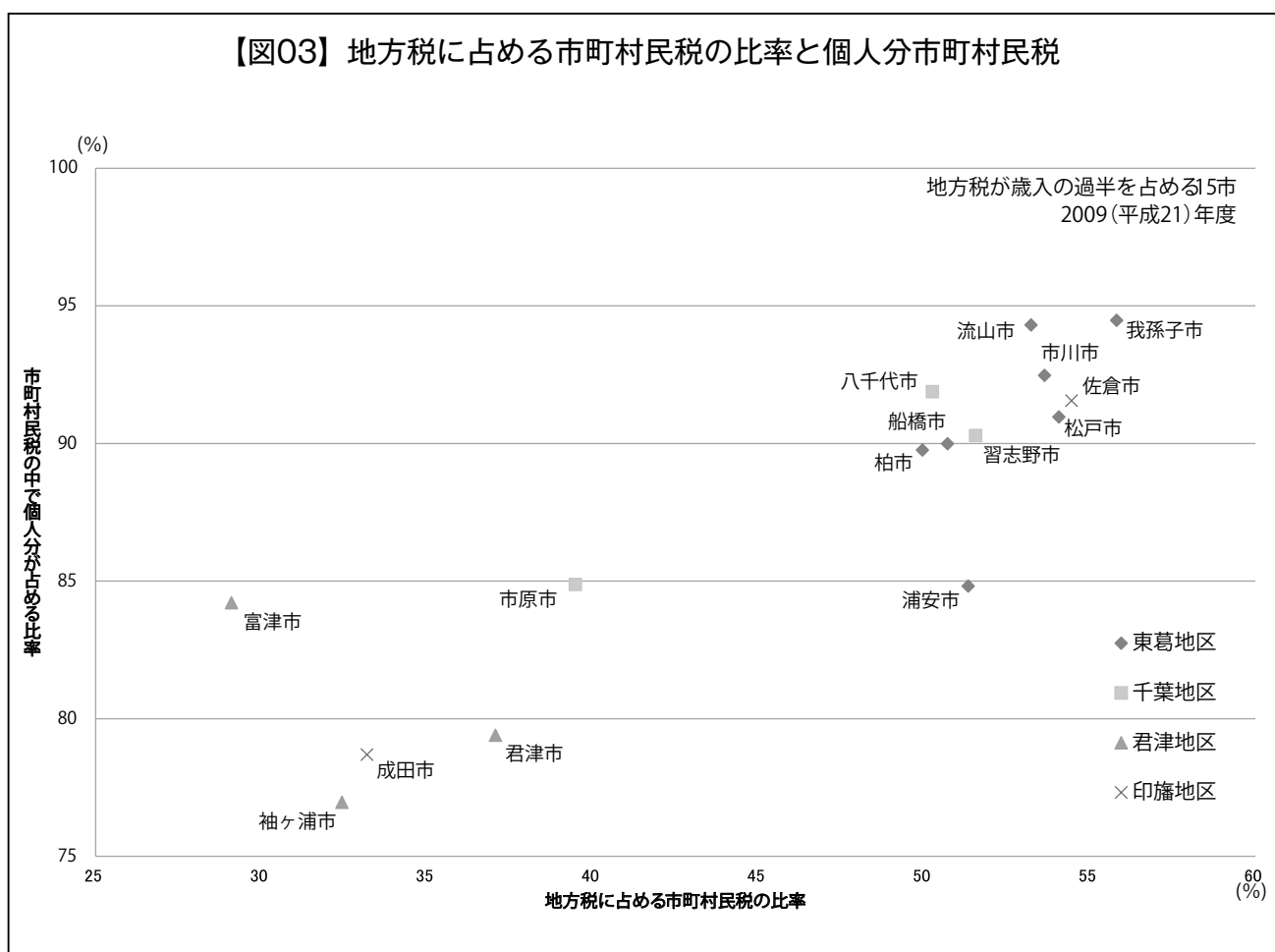
前者の10市は、浦安市を例外として、うち9市の市町村民税の中で個人分が占める割合が概ね9割を超えています。すなわち、歳入の多くがいわゆる個人住民税ということがわ

かります。

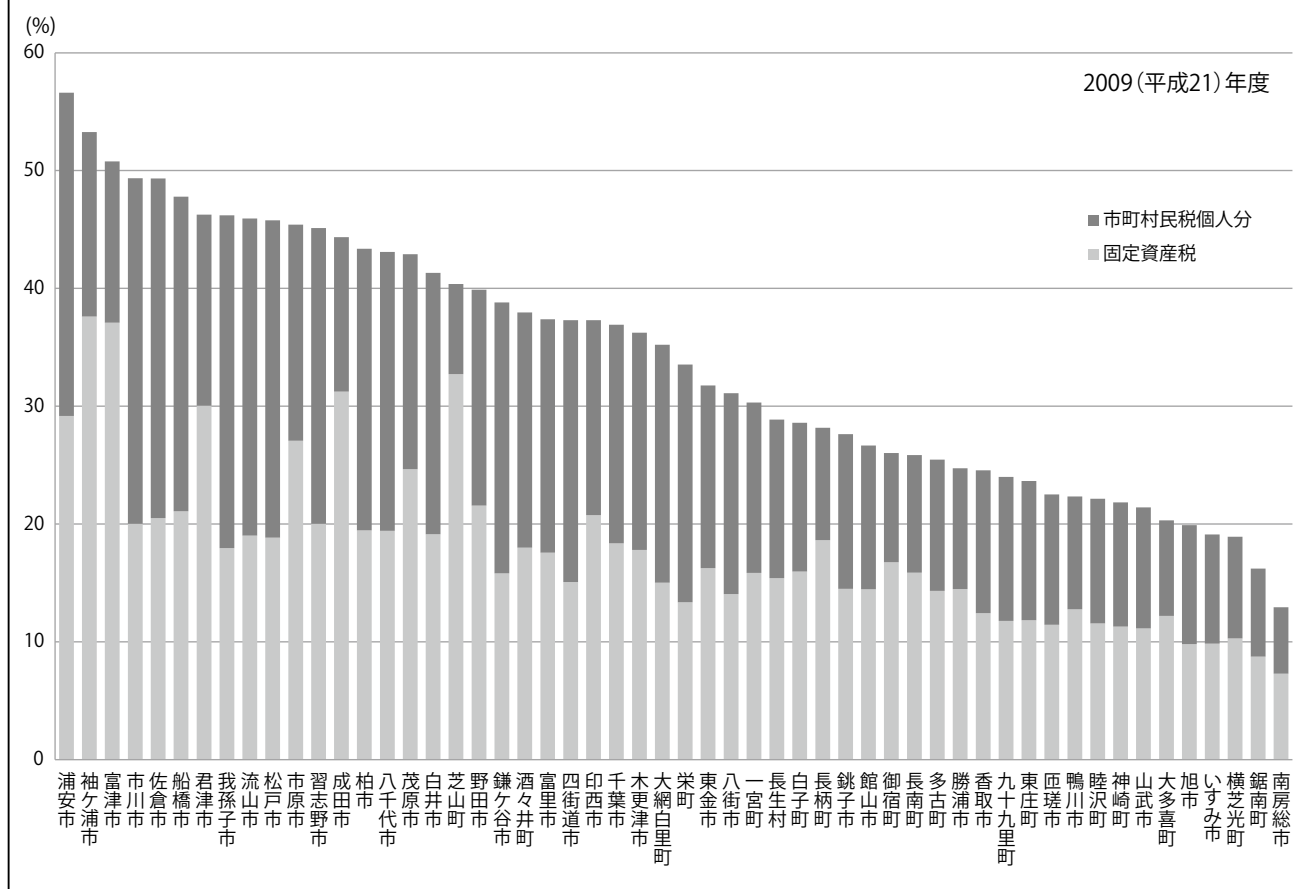
一方、浦安市と市原市から富津市までの6市は、市町村民税の中で個人分が占める割合は85パーセントに届きません。市町村民税は、個人分の他は法人分ですから、相対的にいわゆる法人住民税の割合が高いともいえます。しかしながら、市原市から富津市までの6市は、もともと市町村民税の比率が低いわけですから、地方税には他に重い比重をなす部分があるはずですが。

それを明らかにするのが【図04】です。この図は、市町村民税の個人分と固定資産税のそれぞれが歳入総額に占める割合を、後者に前者を積み上げる形で棒グラフにまとめて合計割合の高い順に並べたものです。

このグラフを見ると、【図03】で市町村民税の中で個人分が占める割合が比較的低かった6市が例外なく固定資産税が大きく歳入に



【図04】市町村民税個人分と固定資産税が歳入総額に占める割合



寄与していることがわかります。この【図04】からは、先の6市以外に茂原市と芝山町も固定資産税が歳入総額に占める割合が高いことが看取されます。これらの自治体は、大規模な事業所等の立地やその集積がある程度具体的に想起できるところです。それぞれ自治体の財政に大きな影響を与えていることがわかります。

浦安市は、【図03】において例外的な位置を占めていました。【図04】を見ても固定資産税ばかりでなく、市町村民税個人分も歳入の大きな割合を占めています。その他市との違いは、1人あたりの市町村民税個人分を計算してみるとさらに際立ちます。【図05】は、計算結果を高額順に並べたグラフです。

浦安市が群を抜いていることは一目瞭然です。高額所得者が多く居住しているとみてほぼ間違いありません。同市には多額の固定資

産税を見込むことができる大型商業施設もありますし、法人分の市町村民税を含めてバランスのとれた財政力に恵まれています。【図03】では我孫子市から柏市までの9市と合わせて10市を1グループに束ねたうえで、浦安市を例外としましたが、逆に市原市から富津市までの5市と浦安市を合わせた6市を1グループと束ねたうえで、浦安市が例外として地方税に占める市町村民税の割合が高いともいえます。

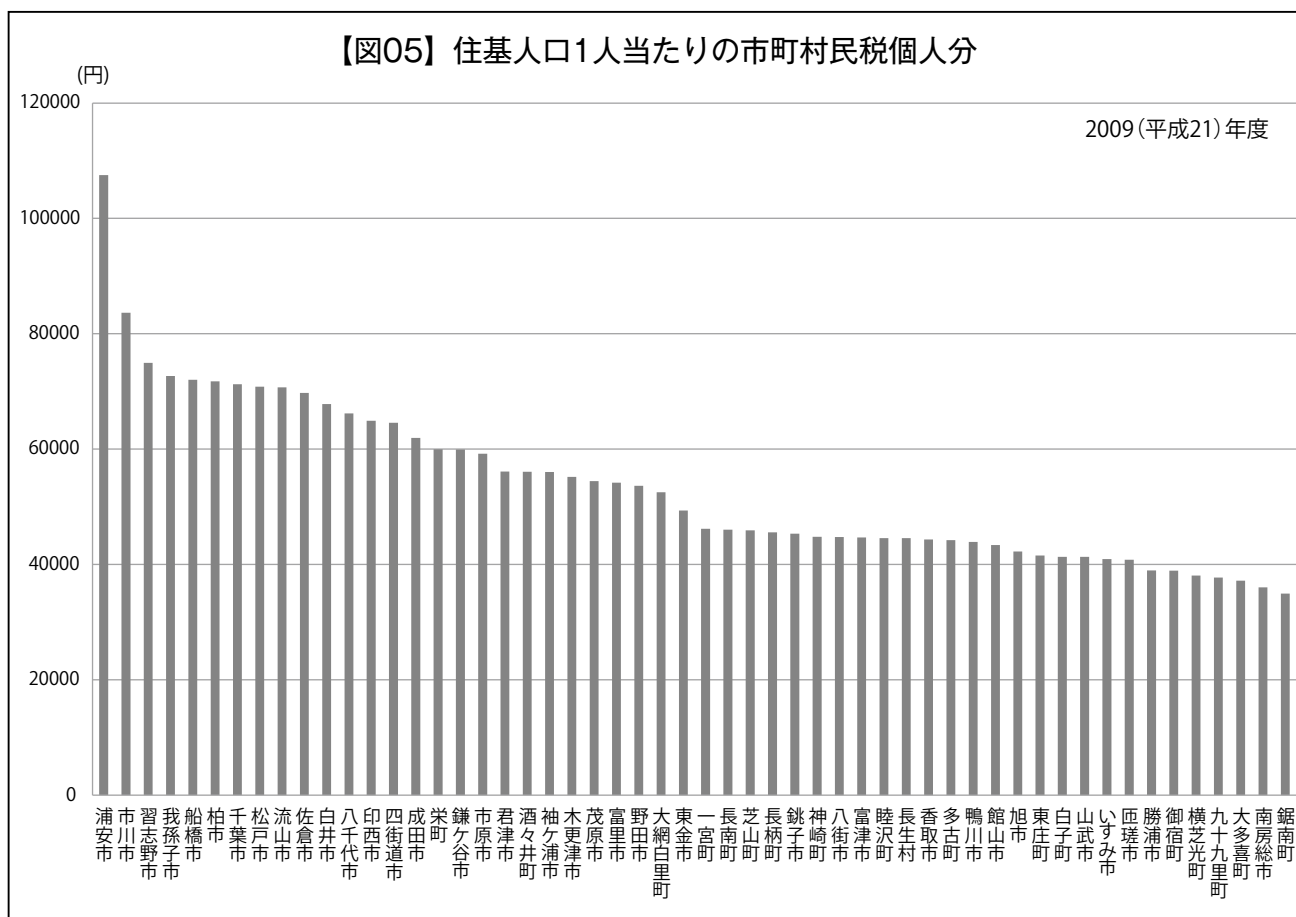
末尾に【表01】～【表05】を載せます。

【表01】は、千葉県内市町村の歳入総額とその構成です。この表をもとに【図01】を作成しました。

【表02】は、市町村歳入総額と地方税と題していますが、各自治体の地方税に関する基礎データをまとめた表です。【図02】は、こ



【図05】 住基人口1人当たりの市町村民税個人分



の表のデータから作成しました。

【表03】は、地方税が歳入の50%を超える15市について、その率とともに、地方税に占める市町村民税の比率と市町村民税のうち個人分の割合を並列した表です。【図03】は、この表のデータから作図しました。

【表04】は、各自治体の市町村民税個人分と固定資産税が歳入総額に占める割合を【表

02】から算出し、その合計と併せてまとめた表です。この表のデータをもとに【図04】を作成しました。

【表05】は、やはり【表02】から各自治体の1人当たりの市町村民税個人分を計算してまとめた表です。【図05】はこのデータを並び替えてグラフで示したものです。

(続く)

【表01】 千葉県内市町村の歳入総額とその構成 (2009年度)

(単位 千円)

	歳入総額	地方税	地方交付税	国・県支出金	地方債	その他
市町村単純合計	1,977,990,851	964,083,320	116,850,978	359,141,932	167,562,969	370,351,652
(%)	100.0	48.7	5.9	18.2	8.5	18.7
市単純合計	1,878,073,806	932,517,422	92,081,105	343,650,381	160,906,851	348,918,047
(%)	100.0	49.7	4.9	18.3	8.6	18.6
町村単純合計	99,917,045	31,565,898	24,769,873	15,491,551	6,656,118	21,433,605
(%)	100.0	31.6	24.8	15.5	6.7	21.5

【表02】市町村歳入総額と地方税（2009年度）

（単位 千円）

		歳入総額	地方税	対歳入総額比 (%)	うち	うち	うち	住民基本台帳 登 載 人 口 (2010.03.31人)
					市町村民税 個人分	市町村民税 法人分	固定資産税	
東葛飾地区	市川市	131,668,727	77,862,121	59.1	38,617,228	3,146,225	26,376,101	461,638
	船橋市	161,379,067	94,429,856	58.5	43,092,731	4,794,940	34,021,868	598,213
	松戸市	125,646,635	68,819,413	54.8	33,846,511	3,364,913	23,673,262	477,894
	野田市	45,493,168	22,139,018	48.7	8,333,774	1,829,783	9,810,839	155,379
	柏市	118,260,538	63,090,702	53.3	28,288,032	3,229,056	23,008,815	394,188
	流山市	42,334,277	22,712,891	53.7	11,401,394	689,146	8,047,675	161,258
	我孫子市	34,746,069	18,609,305	53.6	9,811,961	574,438	6,240,578	134,986
	鎌ヶ谷市	27,969,338	13,369,792	47.8	6,432,180	566,977	4,420,430	107,314
千葉地区	浦安市	62,846,489	39,597,711	63.0	17,239,873	3,086,167	18,340,579	160,337
	千葉市	358,020,794	172,371,636	48.1	66,438,283	16,285,974	65,712,132	932,421
	習志野市	47,759,910	25,746,010	53.9	11,983,910	1,289,464	9,562,945	159,880
	市原市	90,288,858	49,417,963	54.7	16,558,887	2,951,424	24,436,059	279,629
君津地区	八千代市	52,682,775	27,002,732	51.3	12,467,235	1,101,702	10,236,163	188,381
	木更津市	38,267,018	17,899,217	46.8	7,056,755	1,118,674	6,811,231	127,904
	君津市	31,056,155	17,117,589	55.1	5,037,509	1,307,021	9,332,574	89,799
	富津市	16,072,792	8,973,989	55.8	2,199,163	412,423	5,963,163	49,214
印旛地区	袖ヶ浦市	21,756,308	13,647,040	62.7	3,406,102	1,019,769	8,181,789	60,788
	成田市	59,561,606	29,904,453	50.2	7,810,866	2,115,358	18,608,575	126,098
	佐倉市	42,536,553	24,606,413	57.8	12,266,164	1,132,493	8,720,473	175,914
	四街道市	25,460,121	11,026,170	43.3	5,658,872	403,594	3,838,449	87,626
	八街市	19,694,314	7,288,969	37.0	3,358,406	396,611	2,767,983	75,008
	印西市	34,518,806	15,242,693	44.2	5,710,550	900,436	7,164,846	87,957
	白井市	18,440,349	9,004,185	48.8	4,090,732	438,028	3,528,195	60,334
	富里市	13,630,282	6,187,763	45.4	2,698,349	377,029	2,395,821	49,812
香取地区	酒々井町	5,992,389	2,612,692	43.6	1,195,794	95,430	1,078,445	21,329
	栄町	6,881,149	2,664,312	38.7	1,388,424	90,926	918,822	23,150
	香取市	31,126,030	9,272,966	29.8	3,772,908	440,789	3,871,605	85,069
	神崎町	2,803,949	795,882	28.4	295,613	132,113	316,594	6,597
海匝地区	多古町	6,467,662	2,052,649	31.7	719,740	113,401	927,206	16,275
	東庄町	5,484,127	1,426,372	26.0	647,805	32,992	649,463	15,590
	銚子市	24,334,044	8,365,110	34.4	3,191,224	567,646	3,530,046	70,402
山武地区	旭市	28,878,040	6,987,468	24.2	2,914,415	405,397	2,835,201	68,955
	匝瑳市	14,877,349	3,863,914	26.0	1,647,241	208,487	1,702,209	40,345
	東金市	18,963,566	7,435,720	39.2	2,941,504	460,967	3,082,809	59,593
	山武市	23,210,541	5,707,616	24.6	2,384,820	304,394	2,585,564	57,730
	大網白里町	13,192,716	5,076,326	38.5	2,664,123	135,218	1,982,018	50,720
	九十九里町	5,740,005	1,571,327	27.4	701,308	57,096	676,224	18,594
長生地区	芝山町	4,811,221	2,314,822	48.1	367,718	273,963	1,574,711	8,007
	横芝光町	11,415,711	2,521,609	22.1	984,932	152,379	1,175,738	25,876
	茂原市	27,924,913	13,932,883	49.9	5,095,504	705,351	6,885,951	93,554
	一宮町	3,989,663	1,348,173	33.8	577,148	61,974	632,391	12,492
	睦沢町	3,201,993	784,960	24.5	339,129	20,589	370,073	7,609
	長生村	4,936,968	1,614,293	32.7	665,164	55,996	760,389	14,930
夷隅地区	白子町	4,152,041	1,341,124	32.3	524,278	51,504	662,758	12,685
	長柄町	3,839,340	1,215,197	31.7	366,174	68,815	715,277	8,037
	長南町	4,384,513	1,274,884	29.1	438,302	66,381	695,618	9,521
	勝浦市	7,926,573	2,243,380	28.3	813,325	100,628	1,147,349	20,882
安房地区	いすみ市	18,616,558	4,088,971	22.0	1,725,779	220,872	1,834,449	42,170
	大多喜町	4,917,604	1,177,758	23.9	399,631	72,183	599,694	10,742
	御宿町	3,372,116	960,604	28.5	312,938	33,974	564,963	8,041
	館山市	17,833,643	6,124,464	34.3	2,175,751	367,564	2,578,007	50,177
安房地区	鴨川市	16,522,888	4,365,833	26.4	1,583,208	285,610	2,107,298	36,067
	南房総市	27,768,712	4,061,466	14.6	1,564,243	134,234	2,026,383	43,424
	鋸南町	4,333,878	812,914	18.8	323,821	40,750	378,700	9,264

【表03】

地方税に占める市町村民税の比率と市町村民税のうち個人分の割合  
(地方税が歳入の50%を超える15市 2009年度) (%)

	地方税対歳入 総額比	市町村民税対 地方税比	市町村民税 うち個人分比
東葛飾地区 市川市	59.1	53.6	92.5
船橋市	58.5	50.7	90.0
松戸市	54.8	54.1	91.0
柏市	53.3	50.0	89.8
流山市	53.7	53.2	94.3
我孫子市	53.6	55.8	94.5
浦安市	63.0	51.3	84.8
千葉地区 習志野市	53.9	51.6	90.3
市原市	54.7	39.5	84.9
八千代市	51.3	50.3	91.9
君津地区 君津市	55.1	37.1	79.4
富津市	55.8	29.1	84.2
袖ヶ浦市	62.7	32.4	77.0
印旛地区 成田市	50.2	33.2	78.7
佐倉市	57.8	54.5	91.5

【表04】

市町村民税個人分と固定資産税が歳入総額に占める割合  
(2009年度) (%)

	市町村民税 個人分	固定資産税	合計
東葛飾地区 市川市	29.3	20.0	49.4
船橋市	26.7	21.1	47.8
松戸市	26.9	18.8	45.8
野田市	18.3	21.6	39.9
柏市	23.9	19.5	43.4
流山市	26.9	19.0	45.9
我孫子市	28.2	18.0	46.2
鎌ヶ谷市	23.0	15.8	38.8
浦安市	27.4	29.2	56.6
千葉地区 千葉市	18.6	18.4	36.9
習志野市	25.1	20.0	45.1
市原市	18.3	27.1	45.4
八千代市	23.7	19.4	43.1
君津地区 木更津市	18.4	17.8	36.2
君津市	16.2	30.1	46.3
富津市	13.7	37.1	50.8
袖ヶ浦市	15.7	37.6	53.3
印旛地区 成田市	13.1	31.2	44.4
佐倉市	28.8	20.5	49.3
四街道市	22.2	15.1	37.3
八街市	17.1	14.1	31.1
印西市	16.5	20.8	37.3
白井市	22.2	19.1	41.3
富里市	19.8	17.6	37.4
酒々井町	20.0	18.0	38.0
栄町	20.2	13.4	33.5
香取地区 香取市	12.1	12.4	24.6
神崎町	10.5	11.3	21.8
多古町	11.1	14.3	25.5
東庄町	11.8	11.8	23.7
海匝地区 銚子市	13.1	14.5	27.6
旭市	10.1	9.8	19.9
匝瑳市	11.1	11.4	22.5
山武地区 東金市	15.5	16.3	31.8
山武市	10.3	11.1	21.4
大網白里町	20.2	15.0	35.2
九十九里町	12.2	11.8	24.0
芝山町	7.6	32.7	40.4
横芝光町	8.6	10.3	18.9
長生地区 茂原市	18.2	24.7	42.9
一宮町	14.5	15.9	30.3
睦沢町	10.6	11.6	22.1
長生村	13.5	15.4	28.9
白子町	12.6	16.0	28.6
長柄町	9.5	18.6	28.2
長南町	10.0	15.9	25.9
夷隅地区 勝浦市	10.3	14.5	24.7
いすみ市	9.3	9.9	19.1
大多喜町	8.1	12.2	20.3
御宿町	9.3	16.8	26.0
安房地区 館山市	12.2	14.5	26.7
鴨川市	9.6	12.8	22.3
南房総市	5.6	7.3	12.9
鋸南町	7.5	8.7	16.2

【表05】1人当たりの市町村民税個人分（2009年度末住民基本台帳人口基準）（円）

		市町村民税個人分／人
東葛飾地区	市川市	83,653
	船橋市	72,036
	松戸市	70,824
	野田市	53,635
	柏市	71,763
	流山市	70,703
	我孫子市	72,689
	鎌ヶ谷市	59,938
	浦安市	107,523
	千葉地区	千葉市
習志野市		74,956
市原市		59,217
八千代市		66,181
君津地区	木更津市	55,172
	君津市	56,098
	富津市	44,686
	袖ヶ浦市	56,032
印旛地区	成田市	61,943
	佐倉市	69,728
	四街道市	64,580
	八街市	44,774
	印西市	64,924
	白井市	67,801
	富里市	54,171
	酒々井町	56,064
	栄町	59,975
香取地区	香取市	44,351
	神崎町	44,810
	多古町	44,224
	東庄町	41,553
海匝地区	銚子市	45,329
	旭市	42,265
	匝瑳市	40,829
山武地区	東金市	49,360
	山武市	41,310
	大網白里町	52,526
	九十九里町	37,717
	芝山町	45,925
	横芝光町	38,064
長生地区	茂原市	54,466
	一宮町	46,201
	睦沢町	44,569
	長生村	44,552
	白子町	41,331
	長柄町	45,561
	長南町	46,035
	夷隅地区	勝浦市
安房地区	いすみ市	40,924
	大多喜町	37,203
	御宿町	38,918
	館山市	43,362
安房地区	鴨川市	43,896
	南房総市	36,023
	鋸南町	34,955